

療養病床等の転換意向について

令和元年12月
京都府高齢者支援課

1. 療養病床の再編に伴う介護医療院の創設

介護保険法の改正により、慢性期の医療・介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象に、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた、「介護医療院」（新たな介護保険施設）が創設。＜平成30年4月1日＞

また、平成29年度末をもって廃止することとされていた介護療養型医療施設（介護療養病床）について、廃止の期限が6年間延長。

【介護医療院】

概要	要介護高齢者の長期療養・生活施設
類型	I型（介護療養病床相当）・II型（老人保健施設相当）
居室	1名あたりの床面積は、老人保健施設相当（8.0㎡/床） （大規模修繕を行うまでの間は、介護療養型医療施設（6.4㎡/床）の面積で転換は可能） ※多床室の場合でも、家具やパーテーション等による間仕切りの設置など、プライバシーに配慮した療養環境の整備が必要

2. 介護医療院への転換

今期の府介護保険事業支援計画（2018～2020年度）では、以下の病床等のみ転換可能

- 医療療養病床
- 介護療養型医療施設
- 介護療養型老人保健施設（転換老健）

※新設、一般病床等からの転換は、今期の計画では認めない。

※転換に当たっては、

- ・介護療養型医療施設の施設基準、人員基準は概ねそのまま転換可
- ・療養病床等からの転換後1年間に限り報酬の加算あり
（2020年度末までの早期転換のインセンティブ）

※転換した病床は、2024年3月までは既存病床数に算入

3. 転換意向の概要（2019年10月現在）

＜京都府計＞

区分	現 状 〔2019年 3月31日〕	転換意向等						2019年 10月1日 までに 転 換 (累計)	2020年 3月31日 までに 転 換 (累計)
		介護医療院				現行 その他	未定		
		2019年 10月1日	2020年 4月1日	2021年 3月31日	2024年 3月31日				
医療療養病床	48 2,767					38 2,170	10 597	-	-
介護療養病床	22 2,200	15 1,814	5 474	7 1,056	2 194	1 90	2 138	7 248	6 1,996
介護療養型 老人保健施設	6 283	2 150	1 90	1 60		2 48	2 85	1 90	2 150

＜南丹圏域＞

医療療養病床	4 198					3 147	1 51	-	-	-
介護療養病床	2 112	1 60			1 60	1 18	1 34	-	-	-
介護療養型 老人保健施設	3 124	1 90	1 90			1 19	1 15	1 90	1 90	

※上段施設数、下段床数

※1つの施設で床数を分けて転換する場合があるため、現状の施設総数と転換意向等は一致しない。

※2019年10月1日、2020年3月31日までに転換済数については、2018年度に転換した数を含む。